

# 「地縁による団体」 手 引 書

山都町 総務課 総務係

## 目次

はじめに	3P
1 認可に必要な要件	4P
(1)目的	
(2)区域	
(3)構成員	
(4)規約	
2 認可申請の方法	6P
(1)総会における、申請にひつような決定事項	
(2)認可申請に必要な書類	
(3)認可申請書の提出先	
(4)認可申請手続きの流れ	
(5)認可及び告示について	
3 認可後について	8P
(1)団体名義による資産等を登記	
(2)地縁団体台帳の写し(証明付き)	
(3)地縁団体の印鑑登録	
(4)規約や告示された事項の変更	
4 認可の取り消しと解散	9P
(1)取り消し	
(2)解散	
5 その他	10P
(1)認可地縁団体の事務	
(2)認可地縁団体の性格	

## はじめに

町内会等は、町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体です。通常、町内会等で不動産等を保有していることになっていても、実際には、その登記名義は町内会長等の個人名義、又は役員など複数の者による共有名義になっているはずで(そうせざるを得ない状況にあった)。

こうした個人名義の登記では、町内会長等や役員が交代するたびに所有権の名義変更をしなければなりませんし、名義人が転居や死亡などにより町内会等の構成員でなくなった場合には、名義の変更や相続など所有権をめぐるトラブルになる恐れも生じます。

そこで、この不都合を解消するため平成3年4月に地方自治法が改正され、町内会等の名義で「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等」の登記ができるようになりました。

- ・ 町長の認可により法人格を取得することができます。
- ・ 法人格を取得することによって、法人名義(例えば、「〇〇区」、「〇〇町内会」など)で不動産又は不動産に関する権利等を登記することができます。

## 1 認可に必要な要件…… 《4項目》

法人格を得ることにより、不動産等を団体名義で保有し登記できるようにすることが目的ですから、認可を受けようとする団体が現に不動産又は不動産に関する権利等を保有しているか、保有する予定があることが認可の前提になります。

### (1) 目的

その区域の住民相互の連絡、環境整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。活動内容が特定分野のみの団体は該当しません。

- ⇒ 現にその活動を行っていると証明するものは、前年度の活動実績報告書及び収支決算書等で良い。  
※PTA やスポーツ団体等は該当しない。

### (2) 区域

団体の区域が住民にとって「客観的で明らかなもの」として定められていること。

- ⇒ その団体の構成員のみならず、町民にとって客観的に明らかな形で境界が画され、規約に明記されていること。字及び地番又は住居表示により区域を表示するほか、住民にとって客観的に明らかな区域と認識できる場合には、道路や河川等により区域を画することもできる。

### (3) 構成員

当該団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができ、その相当数の者が現に構成員となっていること。

- ⇒ 区域に住所を有するすべての個人は、構成員になれる旨が規約に定められていること。その相当数が現に構成員となっていることが、構成員名簿により確認できること。  
全ての個人とは、「年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人全て」を意味する。  
入会・退会に際しては、本人の意思が会として確認できるものとする必要があるが、その際いかなる意味でも本人の意思に制約を加えることは認められない。  
また、区域内に住所を有する法人等の団体が、賛助会員等になることもできます。

### (4) 規約

規約を定めていること。

- ⇒ 規約を定めて団体の名称や目的などを対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を

明確にすることが必要です。

規約は、以下の8項目を必ず定めなければなりません、それ以外の事項を定めることは差し支えありません。

…「規約例」を参照して下さい。

- ①目的
- ②名称
- ③区域
- ④事務所の所在地
- ⑤構成員の資格に関する事項
- ⑥代表者に関する事項
- ⑦会議に関する事項
- ⑧資産に関する事項

## 2 許可申請の方法

(1) 団体の自主的な判断により、団体の代表者が認可の申請書を揃えて、山都町長に対し認可を申請する必要があります。

(2) 申請に必要な次の事項は、団体の総会において決定しておく必要があります。理事会や役員会等の決定ではいけません。

- ①法人格認可を申請する旨の決定
- ②認可要件に合致する規約の決定
- ③構成員の確定
- ④代表者の決定
- ⑤不動産等資産の確定又は取得の予定
- ⑥申請者を代表者とする旨の決定

(3) 申請に必要な書類

- ①許可申請書[様式1]

認可申請書を提出する年月日を申請年月日として記入します。

- ②申請する団体の規約

- ③認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名、押印のあるもの。

- ④構成員の名簿

特に様式はありませんが、構成員の全員の住所、氏名を記載したものがが必要です。

- ⑤保有資産目録(保有予定資産目録)

申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有している場合は、保有資産目録[様式2]

申請時において、近い将来、不動産又は不動産に関する権利等の保有を予定している場合には、保有予定資産目録[様式3]

なお、保有予定資産目録の資産の「取得予定時期」は、認可申請年月日とできるだけ接近していることが望ましく、特段の事情がなければ認可申請年月日から数ヶ月以内

- ⑥活動を現に行っていることを記載した書類

前年度の事業活動報告として総会に提出した報告書等で、具体的な活動内容がわかるような記載が必要です。

- ⑦申請者が代表者であることを証する書類[次のイとロ]

イ 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名、押印のあるもの。

ロ 申請者が代表者になることを受託した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名、押印のあるもの。

- ⑧代表者の職務執行者停止及び職務代行者の選任について記載した書類

※代表者については、民事保全法に基づく処分がある場合

⑨代理人を記載した書類

※民法第55条及び第57条に基づく代理人を定めた場合

⑩区域内の人口及び世帯数を記載した書類

町内会等に参加していない人を含む、区域内の全人口及び世帯数  
(様式等はとくに定めていない)

⑪区域を示した図面

住宅地図等に赤色で区域を囲んで表示してある(区域の境界が容易に判断できる)もの。

※⑩・⑪は、法令上定めてあるものではなく、補足資料としてのもの。

(3)認可申請書の提出先 山都町役場 総務課 総務係

(4)認可申請手続きの流れ

提出された認可申請書一式について、認可要件を満たしているかどうか判定表により書類審査を行います。書類、内容等に不備がある場合又は認可要件に合致していない場合は不受理とします。審査のうえ、条件を満たしていると確認できたときは、町長が認可及び告示を行い、認可申請手続きが完了となります。

なお、審査には2週間～1ヶ月程度を見込んでいます。

(5)認可及び告示について

町長は、地縁による団体として認可した際、代表者に認可の通知を行うとともに、次のことを告示します(告示＝公の機関が、法令に基づく様々な決定等を一般に知らせる行為のこと。役場玄関前の掲示板に告示文書を掲示)。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 事務所
- ④ 代表者の氏名及び住所
- ⑤ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ⑥ 代理人の有無
- ⑦ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑧ 認可年月日

### 3 許可後について

(1) 団体名義で資産等の登記ができます。

…法務局への手続きにより、団体名義による不動産登記等が可能となりますが、その際添付書類として、山都町が作成する「地縁団体台帳の写し(証明付き)…※後述」が必要になります。

(2) 町は、認可事務が完了すると、地縁団体台帳を作成しなければなりません。「地縁団体台帳の写し(証明付き)」は、町長による告示のあった日から発行できますが、その請求は、戸籍住民係で既存の「税・諸証明等交付・閲覧申請書(窓口にある黄緑色の用紙)」に所定の事項を記入し交付を受けてください。

(3) 個人の印鑑登録と同様に、「〇〇区之印」のように団体の印鑑登録ができます(手続きは、役場税務住民課 戸籍住民係又は各支所 税務住民係)。

この印鑑登録の際には、団体の代表者個人の印鑑(町に印鑑登録してあるもの)を持参する必要があります(詳細は戸籍住民係)。

団体の印鑑についての規格等は次のとおり

①登録できる印鑑は、1団体について1個

②印影の大きさは、一辺が8mmを超え30mmまでの正方形に収まるもの

③ゴム印その他の印鑑で変形しやすいものは不可

(4) 認可を受けた後、告示事項に変更があった場合

認可を受けた(告示)後、規約や告示された事項(代表者の住所・氏名・事務所の所在地等)を変更した場合は、下記の①・②による手続きが必要です。

町長の変更認可・告示がないと、変更された事項や規約内容は変更したことにならず、効力が発生しないため、第三者に対して対抗できなくなります。

①告示された事項に変更があった場合

告示された事項のいずれか(2の(5)参照)変更が生じた場合は、告示事項変更届出[様式4]を提出しなければなりません(提出先は総務係)。

この際、添付する「変更があった旨を証する書類」とは、

イ 総会の議事録の写し(議長、議事録署名人の署名、押印のあるもの)

ロ 代表者が変更された場合には、代表者となる旨の本人の承諾書(署名、押印のあるもの)

②規約に変更があった場合

規約の変更認可申請[様式5]を提出し、町長の認可を受けなければなりません。提出先は総務係です。なお、規約の変更内容が、名称・目的・事務所・解散の事由など、告示された事項である場合は、①「告示事項変更届出書」も必要となるので注意が必要です。

規約変更の際は、次の添付書類が必要です。

イ 規約変更の内容及び理由を記載した書類



ロ 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(議長、議事録署名人の署名・押印のあるもの)

③告示された事項の変更、規約の変更の場合の認可までの期間

告示事項変更届出書、又は規約変更認可申請書の提出があつてから、変更のあつた事項が認可要件を満たしているか審査(許可申請時において使用する半定表を用いる)を行わなければなりません。書類・内容等に不備がある場合、又は認可要件に合致しない場合は不受理とします。審査のうえ、条件を満たしていると確認できたときは、認可及び告示をし、手続きが完了となります。なお、審査には概ね1~2週間を見込んでいます。

## 4 認可の取り消しと解散

### (1)取り消し

認可を受けた地縁による団体が以下の1つに該当するときは、認可のとり消しを行うことがあります。

- ・4つの認可要件のうち、そのいずれかを欠くことになったとき(1の(1)から(4)参照)
- ・不正な手段により認可を受けたとき
- ・虚偽事項を記載していたことが判明したとき

### (2)解散

認可を受けた地縁による団体が以下の1つに該当するときは、認可地縁団体は解散する。解散は民法の規定が準用され、町長に対して届出(町長による解散告示)、及び清算に伴う債権申出の公告(官報による公告)手続きが必要となります。

- ・規約に定めた解散事由が発生したとき
- ・破産したとき
- ・許可を取り消されたとき
- ・総構成員の4分の3以上承諾のある総会の議決があつたとき(規約に別段の定めがある場合を除く)
- ・構成員が欠乏したとき

## 5 その他

### (1) 認可地縁団体の事務

#### ① 不動産登記等の手続き

現在、会長や役員等の個人あるいは共有の名義になっている不動産等は、認可地縁団体名義へ移転登記等ができます。その際の添付書類として町長が証明する「地縁団体台帳の写し」が必要になります(前述)。不動産登記等の手続きに係る詳細は、法務局へ。

#### ② 財産目録の作成と備置義務

財産目録を作成し、常に事務所に備え置く。

#### ③ 構成員名簿の作成と備置義務

構成員名簿を作成し、常に事務所に据え置くとともに、構成員の変更あるごとに訂正を行う。

#### ④ 総会開催の義務

代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開く。

#### ⑤ その他

代表者及びその他代理人が職務を行うことについて、他人に加えた損害を賠償する責任がある。

### (2) 認可地縁団体の性格

① 法律上の権利義務の主体となることができ、法人格を有する。

② 法人税や消費税、その他税に関する法令の規定は、従前どおり適用される。法人税法等においては公益法人等とみなされ、収益事業のみ課税対象となる(詳しくは税務署等へ)。

③ 認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりなく、法律上でも公法人(特定の国家的目的のために設立された法人で、必要な限度で行政権を付与されていることがある。)ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではない。また、認可地縁団体が行う活動について、町長は一般的監督権限を持たない。

④ 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

⑤ 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱をしてはならない。地縁団体の運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではない。

⑥ 特定政党のために利用してはならない。